

議第 3 号

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係
るその他処理施設の敷地の位置について

(特定行政庁：大垣市長)

令和 8 年 7 月 8 日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 倉内 文孝

建指第 2 7 号

岐阜県都市計画審議会

「その他処理施設」に該当する産業廃棄物処理施設の設置に係る建築許可にあたり、敷地の位置が都市計画上支障ないとする
ことについて、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定により諮
問します。

令和 8 年 6 月 1 6 日

大垣市

上記代表者 大垣市長 石田 仁

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る「その他処理施設」の敷地の位置についての概要
 —— 大垣都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について ——

1. 建築基準法(第51条)の概要

建築基準法(第51条)本文は、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物(第88条第2項に規定による工作物)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築(用途変更を含む)してはならないとしている。

しかしながら、同条ただし書きで、特定行政庁が許可する際に、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としている。

2. 対象施設(その他処理施設)とする根拠

廃棄物処理法施行令に規定する次の廃棄物処理施設が該当する。 (建築基準法施行令第130条の2の2)			
その他の処理施設		処理能力	備考
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設	5トン/日以上のも	
産業廃棄物処理施設	1) 汚泥の脱水施設	10立メートル/日を超えるもの	
	2) 汚泥の乾燥施設	10立メートル/日を	〃
	3) 汚泥の焼却施設	5立メートル/日を	〃
	4) 廃油の油水分離施設	10立メートル/日を	〃
	5) 廃油の焼却施設	1立メートル/日を	〃
	6) 廃酸・廃アルカリの中和施設	50立メートル/日を	〃 ※該当
	7) 廃プラスチック類の破碎施設	5トン/日を	〃
	8) 廃プラスチック類の焼却施設	0.1トン/日を	〃
	8-2) 木くず・がれき類の破碎施設	5トン/日を超えるもの	
	9) 汚泥のコンクリート固形化施設	すべてのもの	
	10) 水銀等含む汚泥のばい煙施設	〃	
	11) シアン化合物の分解施設	〃	
	12) PCB汚染物等の焼却施設	〃	
	12-2) PCB処理物等の分解施設	〃	
	13) PCB汚染物等の洗浄・分離施設	〃	
	13-2) 産業廃棄物の焼却施設	〃	

3. ただし書き許可とする根拠

設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転又は廃止等が考えられること。

4. 申請敷地の概要

申請者	イビデン株式会社 代表取締役 河島 浩二		
用途	工場及び産業廃棄物処理施設		
敷地位置	岐阜県大垣市笠縫町100番1 ほか10筆	敷地面積	113,059.12㎡
用途地域	準工業地域		
申請理由	その他処理施設への用途変更		

5. 申請(処理)施設の概要

建築基準法第51条	廃棄物処理施設(品目・能力)
対 象	【産業廃棄物】 ・ 廃酸・廃アルカリの中和施設(480m ³ /日)

6. 建築物の概要

建築面積	3 1 , 1 8 9 . 1 6 m ² (建蔽率 2 7 . 5 9 % < 7 0 %)						
延べ面積	1 0 7 , 1 2 9 . 1 2 m ² (容積率 9 3 . 6 8 % < 2 0 0 %)						
建築物別概要	No.	棟名	階数	建築面積	延べ面積	高さ	備考
	①	第1U T Y棟	2	3, 036. 00 m ²	6, 088. 45 m ²	14. 300m	中和施設
	②	第2U T Y棟	3	3, 220. 00 m ²	6, 732. 68 m ²	24. 550m	中和施設
	処理対象施設の計			6, 256. 00 m ²	12, 821. 13 m ²	－	－
	その他工場施設(1 3 棟)の計			24, 933. 16 m ²	94, 307. 99 m ²	(最大) 31. 000m	－
	合計 1 5 棟			31, 189. 16 m ²	107, 129. 12 m ²	－	－
	エレベーターの昇降路部分			－	1, 052. 82 m ²	－	－
	自動車車庫等部分			－	168. 97 m ²	－	－
	容積率算定延べ面積			－	105, 907. 33 m ²	－	－

7. 処理行為の概要 ※運搬車両の搬入・搬出のかつこ書きは工場全体としての搬出入車両台数を示す。

運搬車両	種別	搬 入	搬 出	合 計
	4 t 車	— (-)	— (-)	— (-)
	1 0 t 車	2 1 台/日 (41台/日)	1 台/日 (3台/日)	2 2 台/日 (44台/日)
	2 0 t 車	— (-)	— (-)	— (-)
	計	2 1 台/日 (41台/日)	1 台 (3台/日)	2 2 台/日 (44台/日)
処理品目	搬 入 品	＜許可対象＞ 産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ ＜搬入元＞ [廃酸・廃アルカリ] イビデン(株)青柳事業場 イビデン(株)河間事業場 イビデン(株)大野事業場		
	搬 出 品	汚泥 [有価物、無価物] ＜搬出先＞ [有価物] JX金属(株) [無価物] エス・エヌ・ケー・テクノ(株)		
稼働時間	2 4 時間 3 6 5 日稼働			

8. その他特記事項

大垣市の意見	申請地は都市計画区域における準工業地域に指定されており、周辺には静謐な環境を要する学校や病院等はありません。申請地から周囲100mの隣接地は、既存住宅や収容施設の無い診療所が立地していますが、道路及び水路のほかに敷地境界線に沿って緑地帯を設け、さらに別棟の建築物で遮る等、中和施設は隣接の住宅地からは一定の距離を保っています。 運搬車両の経路は、国道21号から歩道を有する県道18号、県道231号及び幅員24m市道などの幹線道路を通る計画です。 また、交通安全対策として、運搬車両の搬出入時間を制限し、通学時間を避けることで、通学路を利用する児童や学生に対しても配慮した計画となっています。 既存の工場を産業廃棄物処理施設（中和施設）に用途変更する計画の中で変更となる点については、産業廃棄物を自社工場から生じる廃酸・廃アルカリと新たに自社の他工場からの廃酸・廃アルカリを受け入れ酸性又はアルカリ性の薬品を添加して中和処理の再稼働を行うものであり、建設当初から行われている廃酸・廃アルカリの処理の工程の変更はありません。 また、生活環境影響調査結果書からも周辺的生活環境への影響は少ないものと考えます。 以上のことから、イビデン株式会社から申請されている計画に関して、関係法令及び公害防止協定を遵守して事業を行うものについて都市計画上支障ないものと考えます。
廃棄物処理法	・岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例に基づく手続きの通知（令和7年8月6日付け 廃対第147号の5） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による許可申請については、建築基準法第51条ただし書き許可と同日付けで許可予定
他手続き等	・環境保全協定書を大垣市と締結済（令和4年5月17日付け改訂） ・水質汚濁防止法第5条第1項の規定による特定施設の設置に関する変更届出書を提出済（令和6年7月24日）
その他	現状のサーバーや画像処理用のチップ向け高機能ICパッケージ基板製造における排水処理では、硫化反応・脱水の工程を経て生物処理による中和処理を行っているが、今回の計画は、イビデン株式会社のグループ内で発生する産業廃棄物を本工場で中和処理を行おうとするもの。 既存の中和処理の実務的な処理内容に変更は無いが、廃棄物処理法施行令第7条第六号に該当する施設となることから、これに伴って建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるもの。

議第3号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について

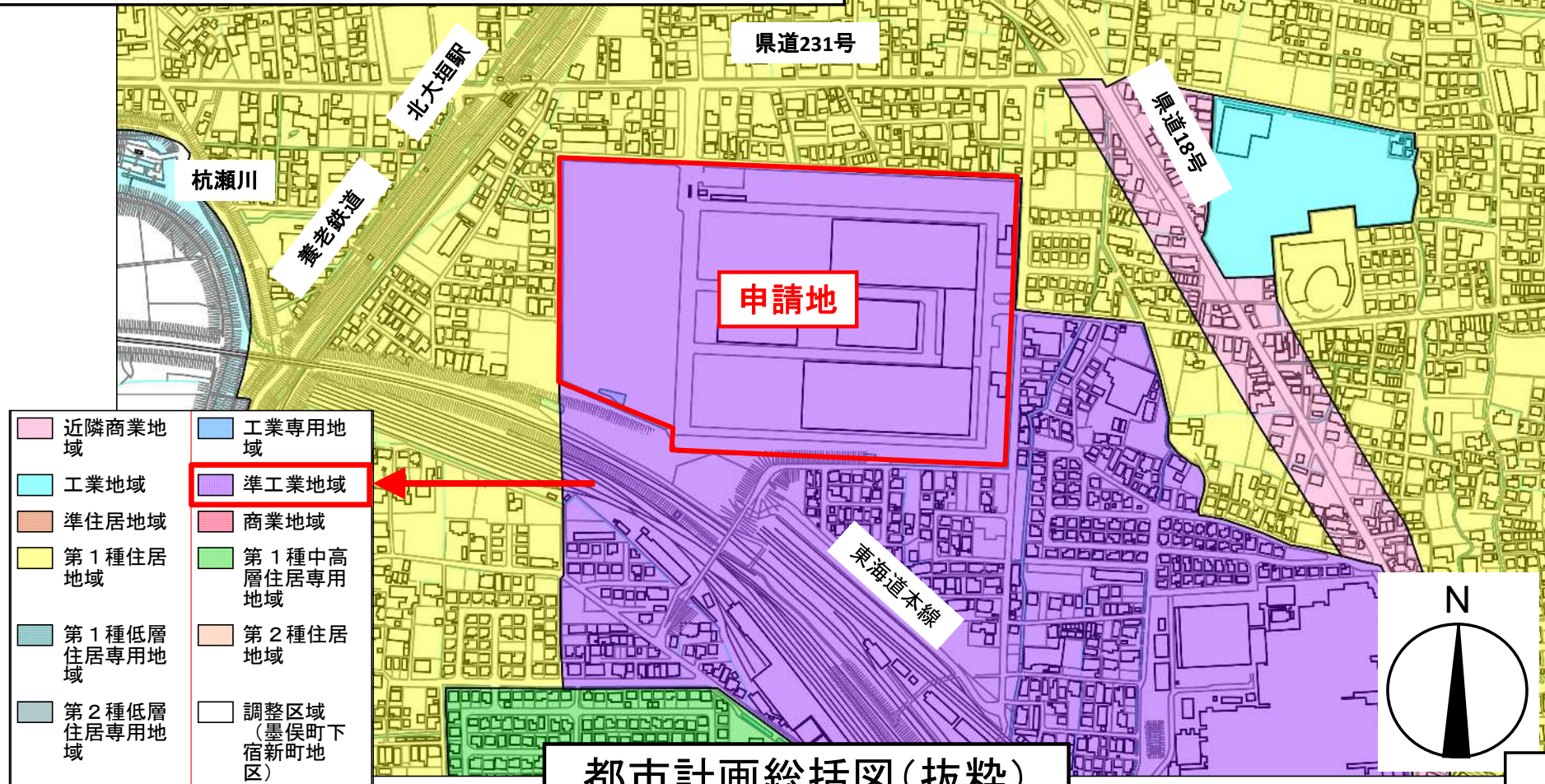


位置図

出典:国土地理院ウェブサイト <https://www.gsi.go.jp/top.html>
地理院地図(淡色地図)を利用して作成

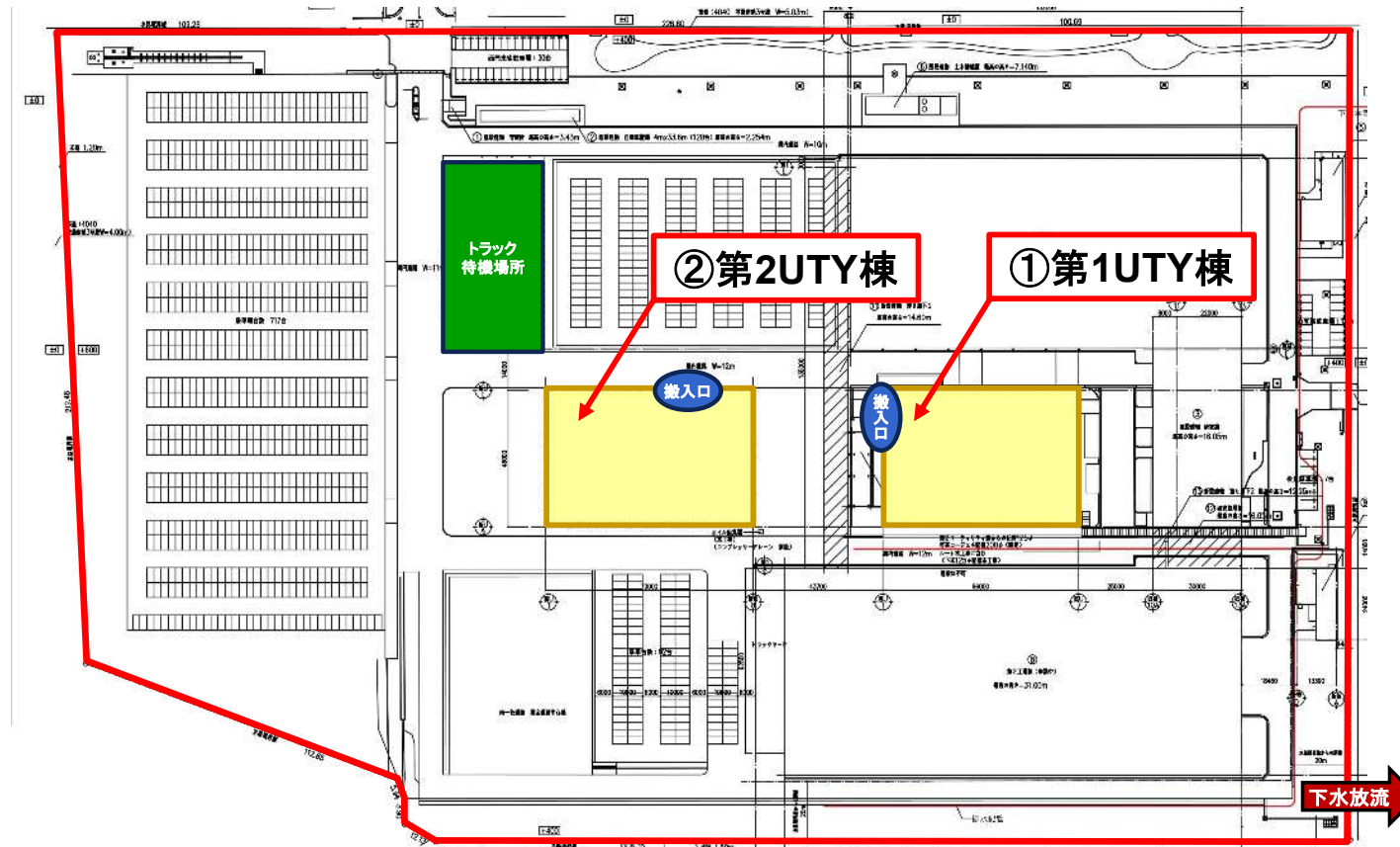
議第3号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る
その他処理施設の敷地の位置について



議第3号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



中和施設

配置図

3-8

議第3号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について

②第2UTY棟

脱脂廃液
受槽

脱水処理

硫化汚泥
貯槽

硫化ろ液槽

硫化反応層

①第1UTY棟

フィルムろ液槽

フィルム廃液
受槽

フィルム汚泥
貯槽

処理水槽

生物処理

フィルム
反応層

中和処理

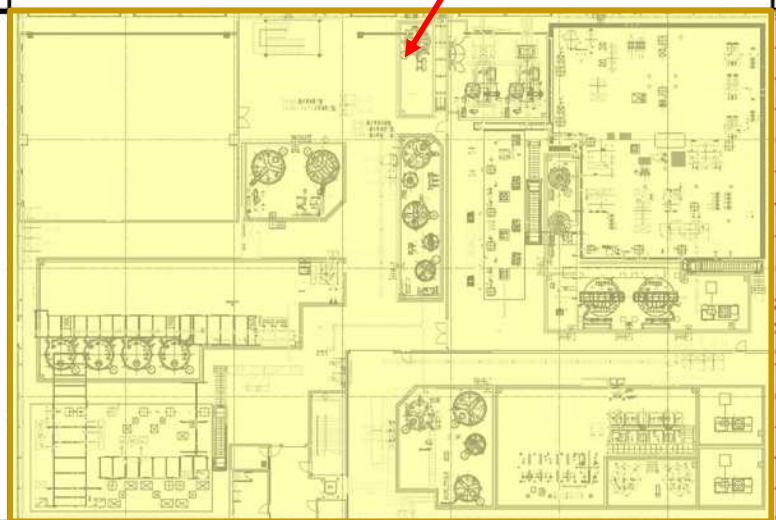
中和施設
中和設備

中和施設 1階配置図

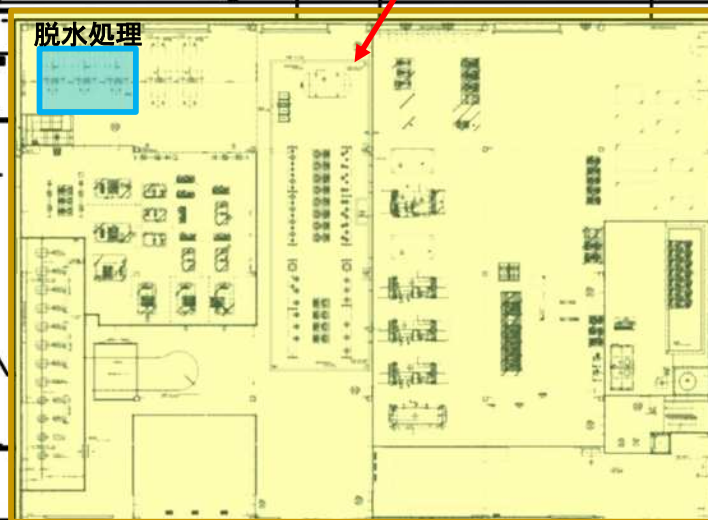
議第3号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る
その他処理施設の敷地の位置について

②第2UTY棟



①第1UTY棟



中和施設
中和設備

中和施設 2階配置図

